

老後の備えに

國民年金基金

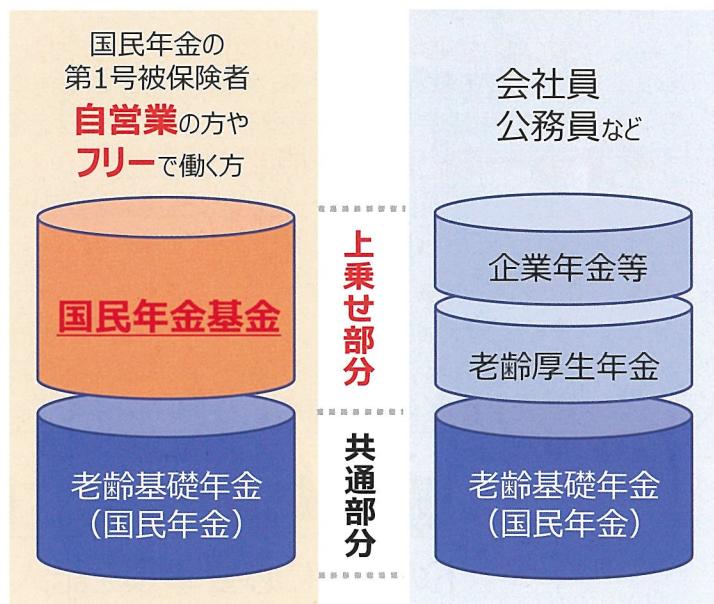
をご検討ください！

## 商工会会員のみなさまに、 税制のメリットをいかしながらゆとりのある人生を。

### 国民年金基金とは

国民年金に上乗せして厚生年金に加入しているサラリーマン等の方と、国民年金だけにしか加入していない自営業者等の方では、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。

この年金額の差を解消し、**国民年金（老齢基礎年金）**に上乗せした年金を受け取るための公的な年金制度が国民年金基金です。



まだ令和4年分の確定申告に間に合います。  
**所得税および住民税を軽減できます。**

**まずは資料請求！** 裏面のFAX用紙、または下記フリーダイヤルへ

- 国民年金基金は、国民年金（基礎年金）に上乗せして受給できる公的な年金制度です。
- 国民年金保険料を納付されている方が対象です。
- 商工会の会員の方以外も加入いただけます。是非ご紹介ください。

資料請求・ご相談  
お問合せは・・・  
右記 ☎、または  
裏面FAXでどうぞ。

全国国民年金基金 秋田支部

☎ 0120-65-4192

〒010-0001

秋田県秋田市中通一丁目 4-32 秋田センタービル 5 階



全国国民年金基金  
ホームページでも資料  
請求や年金額等をシ  
ミュレーションするこ  
とができます！

※ 必ず「商工会のチラシを見た。」とお伝えください。

# 国民年金基金 5つのメリット

✓ 国民年金基金には、メリットいろいろ。公的な個人年金ならではのメリットもあります。

## 1 終身年金が基本

- ・65歳から生涯受け取る終身年金（A型・B型）が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。

## 2 年金額が確定、掛金額も一定

- ・掛け払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- ・加入時の掛け金額は払込期間終了まで変わりません。（途中で口数を変更しない場合）

## 3 税制上の優遇

- ・掛け金は全額社会保険料控除の対象となり、確定申告で税金が軽減されます。
- ・受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- ・遺族一時金は全額非課税です。※2022年1月現在

小規模企業共済の  
所得控除を受けていても  
さらに節税が可能です！

## 4 万が一のときは家族に一時金

- ・万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので掛け捨てになりません。（B型を除く）

## 5 自由なプラン設計

- ・ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- ・加入後も年金・掛け金の額を口数単位で増減できます。
- ・掛け金を年度分前納すると、割引があります。

## 国民年金基金に関する資料請求

下の枠内に必要事項を記入の上、FAXしてください。

【全国国民年金基金あて FAX番号 018-837-7317】

(フリガナ) お名前		生年月日	昭和 平成	性別	男性・女性
ご住所	〒				
電話番号	— —	電子メール アドレス	@		
連絡を希望する 曜日・時間など					
所属商工会		その他			

秋田県商工会連合会

※全国国民年金基金より資料などが上記住所へ送付されます。

※全国国民年金基金または全国国民年金基金から委託を受けた金融機関等から国民年金基金に関する情報提供や勧奨が行われる場合があります。

※個人情報は厳正な管理の下、国民年金基金に関する情報提供や加入勧奨の目的以外に利用することはございません。